

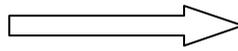
農地の有効利用の推進

要約

農地の有効利用を図るため、農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）を通じた担い手への農地集積・集約化を進めている。平成28年度は任意の集落営農組合の法人化を支援するとともに農地中間管理事業を活用し、法人組織や新規就農者などへの農地集積を推進して、人・農地プランの中心経営体（集落営農法人及び新規就農者等）の経営基盤強化を図った。

現状

- 集落営農への農地集積が不足
- 年間10名程度の就農希望
- 農地中間管理事業の実績
(中部農林管内累計)
35件(50.6ha)



目標

- 担い手への農地確保
- 農地中間管理事業によるマッチング(累計) 44件

実績

- 集落営農法人化支援
(桜井市大西)
- 中間管理事業実績(中部農林管内累計)
78件(103ha)

活動内容

- 中心経営体や集落役員に対して農地中間管理事業を周知
- 集落営農組合の役員を対象とした法人化への手続等を支援（手続の詳細は関係機関と連携）
- 法人組織に対しては、市町村、なら担い手・農地サポートセンターと連携し、権利設定終了まで支援
- 新規就農希望者に対しては、就農相談と並行して農地の確保を支援

成果

- 集落営農法人への農地集積（大泉約12ha、大西約27ha）、新規就農者の農地の確保（3件、0.45ha）、その他担い手への集積（12.95ha）が完了し、平成28年度は計52.4haの農地が農地中間管理事業により担い手に集積できた。



法人化に向けての勉強会(桜井市大西)



(農)大西営農の設立



集積した農地での小麦栽培(桜井市大泉)



新規就農者のブロッコリー栽培開始(大西)

中部農林振興事務所 農林普及課
担当：担い手・農地マネジメント係 三木

普及活動のポイント

- ・桜井市大西における集落営農の法人化については地元市役所・農業委員会とともに県農業会議とも連携を図り、そのメリット・デメリットについても十分理解してもらった上で推進
- ・個々の担い手への農地集積については、サポートセンター等と連携し、一件一件、その都度現地に足を運び、新規就農者等の担い手のニーズに合致した農地情報を収集

対象の変化

- ・集落営農の取り組みが法人化したことにより、経営者意識が高まったとともに事業継承する次のリーダー育成や将来の地域ビジョンについても考えるようになった。
- ・農業経営の基盤となる農地の確保に不安を抱えていた新規就農者が長期間農地を借りることができることから、栽培等に専念できるようになった。

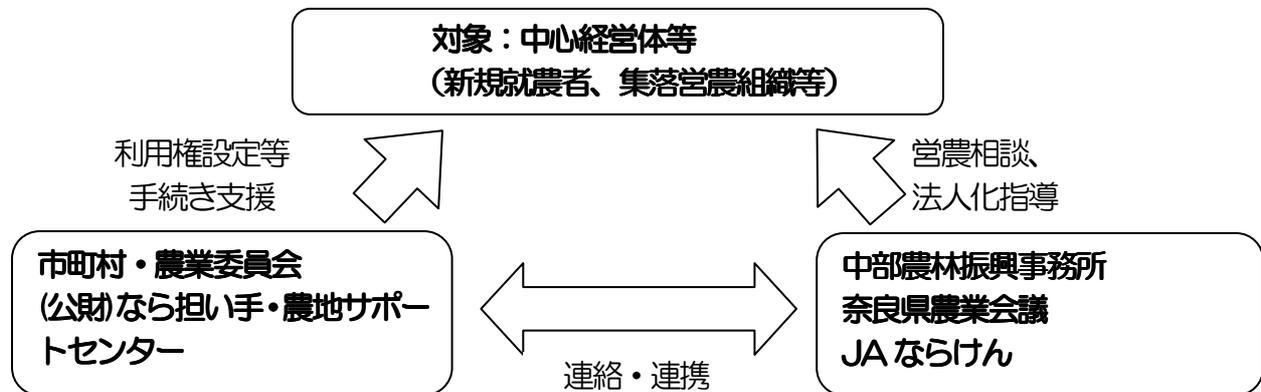
対象者からのコメント

- ・農地中間管理事業により、農地の面的な集積や長期間の権利設定が達成できたことは大変ありがたい。市町村やサポートセンター等が地主さんとの間に入ってもらえることで、話が円滑に進んだ。
- ・今後とも、農政や社会情勢の変化を踏まえ、地域農業の発展や活性化に取り組んでいきたい。

これからの活動ビジョン

- ・管内集落営農組織に対する法人化への誘導と農地中間管理事業等を活用した農地の集積
- ・新規就農者等の農地ニーズを的確に把握し、それに合致した農地を速やかに確保する体制の強化

活動体制



用語解説

農地中間管理機構

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする法人であり、各都道府県に1法人を設置。奈良県では公助なら担い手・農地サポートセンターとして設置。

利用権設定

法律（農業経営基盤強化促進法）に基づき、農地の利用権を移動する手続き。農地法による許可が不要であり、契約の自動更新は行われなため、現在ではこの方法が主流。